

# 公益社団法人 日本造園学会 学会の運営に関する規程

## 第1章 会員および会費

### 第1条 (入会基準及び手続き)

この法人の正会員、賛助会員、準会員及び購読会員として入会しようとする個人または団体(法人)は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。この場合、申込者は、理事会の承認日以降、会員資格を取得する。

3 名誉会員は、本学会の目的達成に多大に貢献をした者、または造園に関する学問、技術及び芸術の進歩、発展に顕著な貢献をした者を、理事会の議を経て社員総会に推薦しこれを決定後、本人に通知する。

### 第2条 (会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 会員は、勤務先、現住所、その他入会申込書に記載してある事項に異動があった場合は、すみやかにその旨を事務局に届けなければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、取り扱うものとする。

### 第3条 (入会金)

入会金は、名誉会員を除く会員が納付するものとし、その金額は1,000円とする。

### 第4条 (入会金の納付)

入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

### 第5条 (会費年額)

会費は、名誉会員を除く会員が納付するものとし、その年額は次のとおりとする。

(1) 正会員：金12,000円。ただし大学院生の場合は9,000円とする。

(2) 賛助会員：一口金18,000円とし、一口以上。

(3) 準会員：金3,000円。

(4) 購読会員：金12,000円。

### 第6条 (会費の納付)

会費は、毎事業年度6月末日までに納めるものとする。ただし、特別の事情があるときは理事会に申し出て6月末日、12月末日までの2回に分納することができる。

2 会費の納入がない場合には、会誌の発送を止める。

### 第7条 (中途入会の会費および納期)

事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月～9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

### 第8条 (退会事由及び手続き)

会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

### 第9条 (再入会)

前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めてこの規程の第1条第1項に定める入会申込書の提出を求める。

2 前項の再入会申し込みに対しては、この規程の第1条第2項に定めるとおり、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際に未納の入会金及び会費がある場合、当該未納分を支払わない限り入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

### 第10条 (会員の資格変更)

準会員は、教育終了後正会員となる。ただし、大学院は正会員とする。

- 第11条 会員は原則として次の区分により当該支部に属する。
- (1) 個人（在職者）：勤務先所在地
  - (2) 個人（非在職者）：現住所
  - (3) 個人（学生）：学校所在地
  - (4) 法人：当該事務所所在地
  - (5) 海外居住者は支部に属さない
- 2 支部の統括する都道府県の範囲は、この規程の第17条各号に示すとおりとする。

## 第2章 会務

- 第12条 （会務の部門および職務分担）  
会務を執行するため、総務、企画、学術、編集、国際の5部門をおき、理事会において会長、副会長以外の理事の中から担当理事と職務の分担を定める。
- 第13条 （その他の担当部門）  
会務を執行するために、前条の規定以外の部門を、必要に応じて設け、理事会において会長、副会長以外の理事の中から担当理事と職務の分担を定めることができる。
- 2 日本学術会議、日本農学会、その他の機関の委員を本学会として推薦する場合は、理事会の議決を経なければならない。
- 第14条 （幹事）  
理事を補佐し、本会の業務を円滑に処理するため幹事をおく。
- 2 幹事は正会員とし、理事会において選任する。
- 3 幹事の任期は、定款第28条を準用する。ただし、この場合において役員とあるのを幹事と読みかえるものとする。
- 第15条 （事務局）  
会務を執行するために事務局を設け、職員および必要に応じ、嘱託をおく。
- 2 事務局に事務局長をおくことができる。
- 3 事務局の職制及び職務および事務局の統括に関することは理事会で定める。

## 第3章 支部

- 第16条 （支部の目的）  
支部は、この規程の第17条に示された都道府県の範囲において、この学会の目的達成のために必要な事業を行う。
- 第17条 （支部の設置）  
支部の構成、名称および都道府県の範囲はつぎのとおりとする。
- (1) 北海道支部：北海道
  - (2) 東北支部：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
  - (3) 関東支部：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
  - (4) 中部支部：長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
  - (5) 関西支部：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
  - (6) 九州支部：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 第18条 （支部長）  
各支部に支部長をおく。
- 2 支部長は当該支部の推薦をもって、理事会が選任する。
- 3 支部長は、支部を代表し、支部会務を総括するとともに、支部の活動を理事会に報告する。
- 4 支部長は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 支部長が次の各号に該当する場合には理事会でその職を解任することができる。
- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。
- 第19条 （支部の運営と規程）

- 支部の組織，運営等に関する事項を支部規程として定める。
- 2 支部規程は，理事会の承認がなければ，これを決定し，変更することはできない。

#### 第4章 委員会等

- 第20条 (委員会)  
定款第4条に定める事業を実施するため，本会に委員会を設置する。
- 2 委員会の設置または廃止は，理事会の議決を経て決定する。
- 3 委員会は，通常の会務執行のために設置する常設委員会，特別の目的のために設置する特別委員会およびそれ以外の目的のために設置する委員会の3種とする。
- 第21条 (委員会規則)  
委員会は，次の事項を含む規則を定めるものとし，理事会の承認を経てこれを決定する。ただし，この規程の第22条の契約に関連して設置する委員会は除く。
- (1) 委員会の名称
- (2) 委員会の目的
- (3) 委員会の業務
- (4) 委員会の構成
- (5) 委員会の運営
- (6) その他必要な事項
- 2 委員会規則を変更する場合には，理事会の承認を経なければならない。
- 第22条 (受託事業)  
受託事業を行おうとするときは，その受託する内容，金額，契約の条件等を明らかにした資料を理事会に提出し，その議決を経たのち，契約しなければならない。
- 第23条 (共催，後援及び協賛)  
本学会が他の団体と共催により行事を行おうとする場合，及び他の団体の行う行事を後援又は，協賛しようとする場合は，理事会の議決を経て決定する。

#### 第5章 表彰

- 第24条 (学会賞の授与)  
理事会が別に定める規定によって，学会賞を授与する。
- 第25条 (学会賞以外の表彰)  
前条以外で，この学会の目的遂行に関して，特に貢献した者を表彰することができる。

#### 第6章 規程の改廃

- 第26条 (規程の改廃)  
この規程の改廃は，理事会の議決を経て，社員総会の承認を必要とする。
- 2 この規程に定めのない事項で，この法人の運営に必要と認められる事項は，理事会が別に定めるところによる。

#### 附則

- 1 この規程は，公益社団法人日本造園学会の設立の登記の日から施行する。